

4章 発見した場合の初期対応

1 情報の収集

できる範囲で多くの情報を集め、できれば直接子どもや親と接触している人から情報を得るようになります。また、必要に応じて子どもの状況を自分の目で確認することが大切です。

子どもの虐待の状況に加えて、基本的事項として次のような事柄を確認することが有効です。

①住所 ②家族構成 ③子どもの健診歴 ④子どもが通う保育所・幼稚園・学校名(きょうだいも含む) ⑤家族に関わりを持っている機関など

児童相談所では、P48の虐待相談・通告受付票により、通告を受け付けています。必ずしもこの様式にある情報が全て必要というわけではありませんが、情報収集事項の参考としてください。

2 緊急性、重症度の評価

子どもの安全確認を最優先することが大切です。そのために、緊急性、重症度の評価を行います。次のような場合は緊急に子どもを保護する必要があります。

- ① 生命の危険、身体的障害が残る危険のある外傷(頭蓋内出血・内臓出血・骨折・眼科的外傷・火傷など)が見られる
- ② 子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫している
- ③ 長期にわたり繰り返し虐待を受けている特徴(新旧両方の外傷、タバコによる火傷など)が見られる
- ④ ネグレクトによる衰弱、脱水症状や医療的ケアの欠如がある
- ⑤ 性的虐待が強く疑われる

詳細は、リスクアセスメント指標(P37~38)を参考にしてください。

評価は、2章のフローチャートのように緊急会議を開催するなど、できるだけ複数で行うほうがよいでしょう。

評価を行う場合は、確認された事実と推測は厳密に区別して行うことが重要です。不明な点については、判断のために必要な情報収集に努めてください。

3 援助の際の留意点

①保護者との面接



POINT!

受容的態度

応と留意点

まずは、親の対応に対する非難や詰問は避け、子どものことで心配していることや養育の困難さを中心に面接を進めます。

何が起こっているのかを明らかにすることは重要ですが、質問攻めにして情報集めにばかり終始していると援助関係が困難になってしまいます。

その人なりの感じ方や考え方、行動の取り方を知るようにすることが大切です。

保護者のほとんどは自分は虐待者ではないと思っています。なぜ他人から自分の子育て(子どもへの関わり)について聞かれたり、意見されるのが納得できないという態度をとることが多いと思われます。

また、強い口調で攻撃的になることもあります。保護者の混乱や攻撃がひどい時には、面接者がその勢いに巻き込まれることがありますから、複数で面接することも大切です。

子育てや生活のストレスなどから、カッとなったり、子どもに怒りの感情を抱いてしまうことは決して異常なことではないことを認めた上で、どのような事情があるにせよ、虐待行為は絶対に容認されたり、正当化されるものではないことは明確にします。その上で、なぜそのような行為を行ってしまうのか、行った後でどのような気持ちになるのか、また、そういった行為をとらないで済む方法はないのかといったことについて話し合います。

②子どもとの面接



共感と支持

次の点に気をつけることが大切です。

◆話してくれてありがとう。

子どもが家庭内の虐待の事実を話すことは勇気がいることです。まずは、話してくれた行為をしっかりと受け止めてやることが必要です。

◆あなたの言ったことを信じるよ。

話を聞くことは調査ではありません。矛盾点などがあったとしても、言ったことを信ずるという姿勢が大切ですし、信じるというメッセージを子どもに伝えることが大切です。

◆あなたが悪いんじゃないんだよ。

子どもは自分が悪いとか自分に責任があると思っていることが多いので、そうではないことを伝えることが大切です。

◆何ができるか一緒に考えよう。

再び虐待されないために何ができるか一緒に考えることが大切です。

◆約束できることはできないと言うこと。

約束を守ることは信頼につながりますが、「誰にも言わないで」と言われた時に、できない場合もあることを説明する必要があります。子どもを守るために必要な時には、子どもを大切に思い守ってくれる人に相談することをきちんと伝える必要があります。

こうした面接を通して、子どもはどんな気持ちでいるか、必要としている援助は何か、どのような方法で虐待から守れるか、虐待の被害を最小限に抑えることができるか、子どもがSOSを出しやすい人は誰か、その時に大人はどのように対応できるかなどを判断していきます。

1章
子ども
虐待とは

2章
虐待の
発見、通告
相談、援助
の流れ

3章
虐待
発見の
ポイント
(チェックリスト)

4章
発見した
場合の
初期対応
と留意点

5章
関係機関
の役割

6章
ネット
ワークの
必要性

7章
ネット
ワークの
機能と
形態

8章
ネット
ワーク会議
の進め方と
留意点

9章
虐待防止のための
ネットワークを
支える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧

③家庭訪問

どのような状況で虐待が起きているのかを理解するためには、家庭訪問も有効です。保護者も相談機関などで面接するよりもリラックスして対応することができます。

家庭訪問する際には様々なトラブルも予想されることから、複数で行うほうがよいでしょう。また、母親だけが在宅している場合などは、訪問者の男女の組み合わせなどを考慮する必要があります。

家庭訪問の際の観察ポイントは次のとおりです。

◆家屋の状況

- ・一戸建てか集合住宅か
- ・築何年程度か
- ・部屋数、間取りはどうか

◆近隣の状況

- ・住宅密集地か閑散としているのか
- ・近所との距離や近隣からの音の聞こえはどうか
- ・新興住宅地か古くからの住宅地か

◆生活の状況

- ・家財道具やおもちゃの整い具合
- ・部屋や台所、洗面所などの整理整頓の具合

◆子どもの居場所

- ・子どもが主に過ごす場所はどこか
- ・危険な場所はないか
- ・子どもの持ち物などは整っているか

こうしたことから、家庭の経済状態や保護者の家事能力、子どもへの配慮、また、近所との関係などが推測できます。また、子どもが在宅している場合は、できるだけ子どもと会い様子を観察することが大切です。

●子どものエンパワメント

子ども自身に虐待や暴力から自分を守る方策を教えていくことも大切です。虐待から自分を守る方法は、①「いや」と明確に拒否すること、②その場から逃げること、③虐待されていることを他者に話すことです。

子どもとの面接の際、当面、何ができるか話し合っておくことが必要です。なお、子どもたちが、暴力に対して恐れず楽しみながら学習できるように工夫されたプログラムとしてはC A P (Child Assault Prevention) プログラムがあります。



* 社会的に虐げられている状態にあると、人間は無力だと感じているため生活上のストレス要因に対処できなくなる。こういった状態にある人が自分のニーズを満たすことができるように、環境との相互作用を促進し、生活の中で不足しがちになる社会的対応能力を強化することを言う。